		倫理指針		特定臨床研究	
疾病等報告(個別報告)	報告対象	機関の長(病院長): 因果関係に関係なく重篤なもの 倫理審査委員会:上に同じ(管理者からの依頼による) 国:『未知』『因果関係が否定できない』『重篤な』もの		管理者(病院長):研究との <mark>関連性を疑われる</mark> 重篤なもの 臨床研究審査委員会(CRB):上に同じ 国:『未承認・適応外』の『特定臨床研究』で発生した、 『未知』『重篤な』もの	
	報告期限	(情報を知り得た場合)速やかに		(情報を知り得た場合、特定臨床研究の種類・発生した事象の内容に応じて) 7日/15日/30日以内	
定期報告	報告対象* *有害事象に関 する部分のみ	(単位期間内に発生した) 有害事象 (機関長に報告したもの) 発生状況		(単位期間内に発生した) 有害事象 (CRBに報告したもの +CRBに報告していない重篤及び非重篤なもの*) の発生 状況等 *定期疾病等報告の対象	
(進捗状況報告)	報告期限	1年毎		1年毎	
		To 機関の長(病院長) To 倫理審査委員会		To 管理者(病院長) To 臨床研究審查委員会	届出日から起算し、当該期間満 了後二月以内
		To国	報告の規定なし	To国	委員会において結論を得た日か ら起算し、一月以内
	報告者	To 機関の長(病院長):	研究責任者	To 管理者(病院長)	研究責任医師
		To 倫理審查委員会:	管理者 (審査体験者として)	To 臨床研究審查委員会	研究責任(代表)医師
		To国:	管理者(個別報告のみ、定期報告はなし)	To国	研究責任(代表)医師
罰則規定 (関係すると思われ る箇所を抜粋)		_		 ■ 厚生労働大臣の緊急命令(法第19条の規定)に違反した場合(対象:違反者) ⇒ 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金(法第39条) ● 厚生労働大臣の改善命令(法第20条2項の規定)に違反した場合(対象:特定臨床研究を実施する者) ⇒ 50万円以下の罰金(法第41条1項四号) 	